

# 年金春秋

## 確定拠出年金の運営管理における「プロセス責任」

企業年金では、確定給付(DB)にせよ確定拠出(DC)にせよ、拠出から給付までの長期にわたる運用が行われています。

DBでは、基金や事業主が資産配分その他の運用判断を行います。これに対してDCでは、個々の加入者・従業員が運用の判断をし、その結果に応じて将来の給付が異なります。この点に着目すれば、「DCの運用は、加入者・従業員の自己責任で行われる」ということとなります。

ここで、DBとDCにおける、加入者・従業員に対する事業主の責任について考えてみましょう。DBにおける事業主の責任は、運用利回りがどうであれ、確定した給付を行うという「結果責任」です。非常に大きな財務的な責任と言えるでしょう。

他方、DBでの事業主の責任には、対処しやすい面もあります。要するに約束した給付をすれば良いのです。運用がうまくいかなければ、その分を企業・株主が負担すれば良いという点で、責任の性格と外延が明確です。

DCにおいては、企業は自社の財務に直接響く「結果責任」は負いません。これは事実です。しかし非常に重要なことは、DBのような責任がないことと、責任がまったくないこととは全然違う、ということです。

あってはならない誤解は、「DBは事業主の責任が重い、DCにすれば肩の荷が下りる」というものです。DCにおいても、決して事業主の「肩の荷」は下りません。別の種類の「肩の荷」になるだけです。では、どういう「肩の荷」になるのでしょうか。

事業主には、老後資産の形成というDCの目的にふさわしい運用の枠組みを加入者・従業員に提供するよう努力する「プロセス責任」があるのです。

運営管理機関に丸投げするわけにはいきません。運営管理を外部に委託することについては、確定拠出年金法第7条第1項で「委託することができる」と定められ、委託すること自体が事業主の判断です。

厚生労働省の法令解釈通知では、「事業主の行為準則」の項目に、「委託している運営管理業務のうち特に運用関連業務がもたらす加入者等の利益のみを考慮して、適切に行われている

かを確認するよう努める必要がある」と記載されています。DCにおける事業主の責任は思いの外幅広く、また、その外延もDBのように明確でないのです。「運営管理機関に任せたから気が楽」という発想は間違いであって、経営マターとして取り組む必要があるのです。

では、事業主は具体的に何をすべきなのでしょうか。投資教育はもちろん必要ですが、それで解決できる部分は限られています。

運用とは、投資信託等の金融商品の購入です。加入者・従業員への運用メニューの提示は、スーパーの店頭並べの商品の品ぞろえに似たところがあります。であるならば、「どういう品ぞろえが加入者等の利益か」「少しでも安くするにはどうすれば良いか」と知恵を絞れば良いはずですが、そうすれば、「プロセス責任」を果たすための努力として、正しい方向を向いているでしょう。

「スーパーの品ぞろえ」という表現を使って思い浮かぶのは生活協同組合(生協)のスーパーです。生協は消費者・組合員のためにスーパーを運営し、人々は生協のスーパーでの買い物に、なにがしかの安心を感じているのではないのでしょうか。

DCの歴史は浅く、さまざまな面で議論は未熟です。「プロセス責任」とはこれだ、という簡潔な答えは、まだ用意されていません。でも、DCという仕組みはすでに動いていて、そのなかで事業主は「プロセス責任」を果たさねばなりません。

加入者・従業員に、「会社は、老後資産の形成のためにわれわれの目線で考えてくれている」という安心感を与えて従業員満足の上昇を図ることこそ、「プロセス責任」の何たるかを探る鍵なのではないのでしょうか。

### 玉木 伸介 (たまき のぶすけ)

大妻女子大学短期大学部 教授  
1979年日本銀行入行、2009年年金積立金管理運用  
独立行政法人(GPIF)審議役・企画部長、2011年より  
現職。日本年金学会幹事、社会保障審議会年金部会  
「年金財政における経済前提に関する専門委員会」委員。

